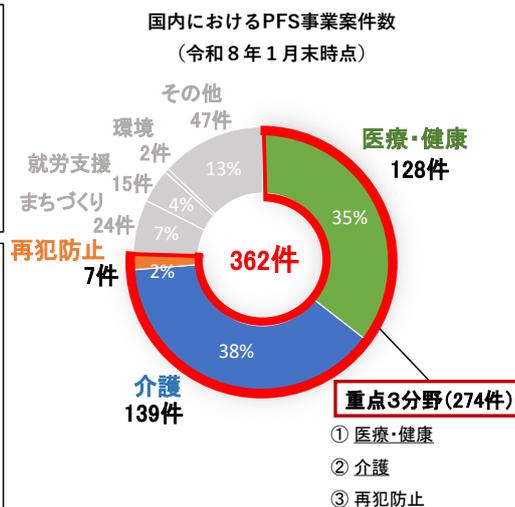


■ PFSアクションプラン（令和5～7年度）のフォローアップ概要

フォローアップは、以下の有識者6名から意見を聴取。
 一般財団法人社会変革推進財団 専務理事 青柳 光昌氏
 株式会社日本政策投資銀行 産業・地域調査部 地域調査部長 大来 哲郎氏
 ケイスリー株式会社 代表取締役 幸地 正樹氏
 八王子市役所 健康保健部 成人保健課長 新藤 健氏
 明治大学 教授 塚本 一郎氏
 関西大学 教授 馬場 英朗氏

KPIの達成状況（令和8年1月末時点）
 ① PFS事業案件数（目標値：3年間で90件）
 実績：**132件（達成率147%）**
 ② 重点3分野において新たにPFS事業を実施した団体数（目標値：3年間で60団体）
 実績：**34団体（達成率57%）**
 ③ 先導的なPFS事業の案件を組成
 実績：**環境分野のPFS事業（名古屋市）に交付金を交付**



番号	項目	記載	令和7年度の各府省取組状況
3 (1) 分野横断的に取り組む事項	ア 共通のガイドラインの作成	▶本アクションプランの内容、これまでに蓄積されたPFS事業のレビュー、地方公共団体、民間事業者、外部有識者、海外の最新知見を踏まえ、現行の共通のガイドラインをアップデートする。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】共通のガイドラインを改訂し（令和6年3月に公表）、相談対応、セミナー等を通じて改定内容について周知した。
		▶PFS事業の実施や評価において必要となるデータの活用に関し、実務において生じる留意点や対処の考え方をとりまとめ、共通のガイドラインに盛り込む。（内閣府）	【内閣府】改訂済みのガイドラインについて、相談対応や講師派遣時において周知した。
	イ PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援	▶地方公共団体におけるPFS活用の実現に向けて、初期の導入可能性の検討に係る現状・課題の分析から、具体的な案件形成の過程を支援する。また、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をさらなるPFSの普及促進に活用できるように発信する。（内閣府）	【内閣府】令和6年度から開始している①未整備森林の整備促進事業、②インクルーシブ雇用促進事業を検討する2団体の案件形成支援の2年目に加え、今年度は①小中高生を対象とした、基礎学力確保のための個別学習の提供、大学と協働した探求学習事業、②周辺観光地やスポーツイベントと連携したまちのにぎわい創出事業への案件形成支援を実施している。
		▶案件形成の過程にある地方公共団体に対し、PFS案件組成に必要な成果評価や行政実務の専門家を派遣する制度を整備する。（内閣府）	【内閣府】昨年度末で5名だったところ、今回新たに学識経験者1名、民間事業者1名を追加した。今年度、2団体に対して民間専門家を派遣した。
ウ エビデンス環境の充実	▶PFS事業に活用可能な支援制度等の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者に提供する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】ポータルサイトで活用可能な支援を掲示するとともに、全国自治体及び情報提供を希望する民間事業者等に情報提供した。	
		▶国の支援制度を活用してPFS事業を実施する地方公共団体等に対し、事業組成に係るエビデンスの活用、事業実施を通じたエビデンスの創出に資するため、成果評価の支援を実施する。（内閣府）	【内閣府】令和7年度開始の4件を含め、全18件のPFS交付金対象事業について、コンサルへの委託事業による成果評価支援を実施した。
	▶国が実施する実証事業、過去の支援事業で活用、創出したデータ・エビデンスを取りまとめ、定期的に発信する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】引き続きアウトカムリストについて、新たな事業で活用されたエビデンスを追加する。	
	▶PFS案件形成を行う地方公共団体等からの個別の要望に応じ、国が既存のエビデンスを検索し、共有する体制を構築する。（内閣府、関係省庁）	【全庁】令和6年度に引き続き、自治体等からの照会受付を行っている。令和8年2月に1件照会あり。	
エ PFSの普及啓発	▶精度の高いエビデンス創出につながるPFS事業を実施する地方公共団体に対し、支援を優先的に講じる。（内閣府）	【内閣府】交付金、案件形成支援等の採択に当たり、エビデンス創出につながる事業を採択した。	
	▶PFSのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。（内閣府）	【内閣府】PFS交付金の支援対象事業等の情報を事例集として追加した。	
	▶地方公共団体等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかける。（内閣府、関係省庁）	【内閣府、関係省庁】8月に第1回実務者セミナー、11月に首長セミナー、2月に第2回実務者セミナーを開催した。	
	▶首長のリーダーシップの下でPFSの導入を本格的・組織横断的に検討する地方公共団体に対して、複数回のセミナーや相談の実施など、継続的な支援を行う。（関係省庁）	【内閣府、関係省庁】（再掲）8月に第1回実務者セミナー、11月に首長セミナー、2月に第2回実務者セミナーを開催した。	
▶PFSの活用経験のある行政実務専門家、民間実務者が中心となってPFSの普及促進を進める体制を検討する。（内閣府）	【内閣府】専門家派遣、セミナー等の機会により、国内の先導自治体や民間事業者のノウハウの共有を行った。		

番号	項目	記載	令和7年度の各府省取組状況
	オ PFS普及促進のための戦略的な予算確保	<p>▶ 地方公共団体によるPFSの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、先導的な事業を中心にPFS推進交付金を拡充するなど、財政支援を実施する。（内閣府）</p> <p>▶ 関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、PFS事業を優先的な対象とすることや、PFS推進交付金との併用の可否について検討する。（関係府省庁）</p>	<p>【内閣府】令和7年度は、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。</p> <p>【内閣府】（再掲）令和7年度は、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。</p> <p>【厚生労働省】令和6年度と同様、交付金について「PFSによる委託事業数」を位置付け評価を行った。</p>
	カ PFS事業の実施を通じて得られた知見の活用	▶ 先導的な案件を始めとするPFS事業について、行財政効果を含む高い事業効果が期待できる場合は、関係府省庁における将来の政策立案や予算の検討に資するものとして、積極的に情報を共有する。（内閣府）	【内閣府】先導的な案件について支援等を行った場合については、情報提供する。
<p>3（1）に対する有識者からのご意見</p> <p>・地方公共団体向けの取組はしっかりできているという印象だが、地方公共団体がPFSを企画・運営する際に、なぜPFSをやってみたいと思ったかというところが重要（PFSは目的ではなく、手段である）。</p>			
3（2）医療・健康、介護分野の取組事項	ア 分野別手引きの充実	▶ 共通のガイドラインを踏まえた上で、現行の医療・健康、介護分野の手引きについて充実させる。特に、新たに実施された事例からの知見も活用して標準的モデルを構築し、ロジックモデルや成果指標、支払条件、活用したエビデンスを示すほか、事業に携わった民間事業者や専門家の情報も取りまとめる。（厚生労働省、経済産業省）	<p>【厚生労働省、経済産業省】今後も新たな知見を加え、よりわかりやすいガイドラインとしていくため、必要に応じて改訂を行っていく。</p> <p>【経済産業省】医療・健康及び介護分野の手引きをHPで公開している。</p>
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	▶ 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための事業を実施し、その結果を、地方公共団体等が利用しやすい形で公開する。（厚生労働省、経済産業省）	<p>【厚生労働省】効率的・効果的な特定保健指導方法を検証するため、アプリ等を用いて介入を行った。</p> <p>【経済産業省】ヘルスケア分野におけるPFS/SIB事業組成バックを公開している。今年度は健康経営推進のための国民PFS導入ノウハウ集を作成した。引き続き事業組成バック等の利用しやすいツールの形で公開する。</p>
	ウ 事例構築を進めるための支援事業の実施	<p>▶ 多様なPFSの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでPFSの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。（厚生労働省、経済産業省）</p> <p>▶ 関係省庁の支援を受けたPFS事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。（厚生労働省、経済産業省）</p>	<p>【厚生労働省】PFSに関心のある地方公共団体や民間事業者からの相談に対し必要な助言等を行った。</p> <p>【経済産業省】個別相談窓口を設置し、自治体から6件、民間事業者から21件の合計27件の相談を受け付け、相談支援を行った。</p> <p>【厚生労働省】これまで採択したPFS事業について、効果検証を行った。</p> <p>【経済産業省】昨年度に引き続き、質の高い健康経営やコラボヘルス推進を目的に、民間事業者間の案件組成支援を行った。</p>
	エ PFSの普及啓発	▶ セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してPFSの活用を働き掛ける。（厚生労働省、経済産業省）	<p>【厚生労働省】地方公共団体や民間事業者等に対してPFSの活用を働きかけるため、経産省の主催（1月）、内閣府の主催（2月）によりセミナーを開催した。</p> <p>【経済産業省】国民PFS実務者セミナー（対面75名、オンライン973名参加、1月）を実施した。来年度も実務者セミナー開催予定。</p>
	オ 交付金や補助金	<p>▶ 国民健康保険の保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）において、特定健診等の分野を含め保険者から民間事業者に委託してPFS事業を実施する場合についても交付対象とする。（厚生労働省）</p> <p>▶ 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて交付金を交付する。（厚生労働省）</p> <p>▶ 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、PFS事業のモデル構築のための費用を補助する。（厚生労働省）</p> <p>▶ 地域支援事業交付金を活用したPFS事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。（厚生労働省）</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度以降、国民健康保険の保険者努力支援交付金においてPFS事業を実施する場合の事業実施経費も交付対象としており、令和7年度も継続して交付対象とした。</p> <p>【厚生労働省】令和6年度と同様、交付金について「PFSによる委託事業数」を位置付け評価を行った。</p> <p>【厚生労働省】新規で11事業、令和5年度からの国庫債務負担行為分で2事業に補助を行った。</p> <p>【厚生労働省】内閣府HP（PFS事業に活用可能な支援制度等について）や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により周知を行った。</p>
3（3）再犯防止分野の取組事項	ア 分野別手引きの整備	▶ 再犯防止分野の手引きについて、国内のモデル事業の結果等を踏まえて充実させる。（法務省）	【法務省】再犯防止分野におけるPFS事業の導入・実施のプロセスを解説する地方公共団体向けの手引きを法務省ホームページ上で公表するとともに、昨年度に引き続き地方公共団体の職員が出席する協議会において、その内容を周知した。また、SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業について、株式会社日本総合研究所と共同で総括をして、総括レポートを公表した。

番号	項目	記載	令和7年度の各府省取組状況
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	▶ 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に期待される政策効果（インパクト）について、参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。（法務省）	【法務省】 成果指標の設定に資するよう、第二次再犯防止推進計画に示された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータを集約し、地方公共団体に提供した。
	ウ モデル事業の適切な実施と結果の検証	▶ 令和3年度から開始したモデル事業（SIBによる非行少年への学習支援事業）について、適切な実施を継続する。（法務省）	【法務省】 記載事項なし
		▶ モデル事業の結果について検証を行い、再犯防止分野におけるPFSの有効性、課題、活用可能性等について整理し、新たなモデル事業の実施を検討する際に活用する。（法務省）	【法務省】 SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業について、株式会社日本総合研究所と共同で事業総括を行い、総括レポートを公表した。
	エ PFSの普及啓発	▶ 地方公共団体に対して、再犯防止分野におけるPFS事業実施のための手引きやモデル事業の実施結果等について、各種会議等の場で情報提供を行い、PFSの活用を働き掛ける。（法務省）	【法務省】 昨年度と同様に、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、全国会議を開催し、再犯防止分野におけるPFS/SIBについて説明するとともに、手引きについて情報提供を行った。
オ 地方公共団体が実施する再犯防止施策におけるPFSの活用の促進	▶ 地方公共団体が実施する再犯防止施策について、PFSの活用を促進し、その導入を支援する。（法務省）	【法務省】 法務省による都道府県を対象とした地域再犯防止推進交付金の実施要領において、事業委託に当たり、PFSの活用を検討するよう記載した。また、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会において、活用を呼びかけた。	
3（4）多様な主体・分野への展開		▶ 毎年度、新たなPFS事業の事例構築を行うためのアジェンダとなる社会課題を設定し、当該課題に関する社会的便益について調査を行う。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】 共通のガイドラインに基づき、個別の事例構築において、多様な効果を経済価値換算する検討を後押しする。
		▶ 同時に、モデル的に事業の実施を検討する地方公共団体を募集し、案件形成の支援を実施するとともに、その検討過程で得られた知見を蓄積して公表する。（内閣府）	【内閣府】（再掲）①未整備森林の整備促進事業、②インクルーシブ雇用促進事業を検討する2団体の案件形成支援を実施した。2か年の案件形成事業であるため、令和7年度中までに報告書を作成し、令和8年度早期に公表する予定である。
		▶ 大学等の研究機関からの提案を契機とする事業案件組成を支援する。（内閣府）	【内閣府】 大学等の研究機関への出前講義などを実施した。
		▶ 具体的な成果指標を示すことができるPFSの特長を生かし、個人や企業・団体からの寄附金や、クラウドファンディングの活用など、多様な人が資金提供者として関わる地方公共団体等の事業について、SIBの積極的な活用を促す。（関係府省庁）	【内閣府】 資金提供者の事業への関わり方や考え方について、改訂版の共通のガイドラインに記載し、相談対応、セミナー等を通じて改定内容について周知した。
		▶ 従来の官民委託によるPFS事業に加え、社会課題の解決につながる民間の取組の可能性を検討する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】 民間事業者等との打合せの際、行政からの委託事業だけでなく、民間企業同士の契約にも成果連動支払の考え方が活用できることなどを周知した。
3（4）に対する有識者からのご意見		・SIBに取り組むなかで、多くの分野で「社会的インパクト」という文字を目にする。どの分野がよりPFSと親和性があるのか、PFSがどのように発展していくかは、現時点で必ずしもつかめていないが、「空き家対策」、「まちづくり」、「地域防災」、「公共交通」などの領域に関心を示す民間事業者が出始めている。 ・PFSのタイプは大きく二つある。医療系のように「エビデンスが取得しやすい事業」と、引きこもり対策や刑務所出所者支援のように「ある程度先行研究があって、実験的にやることでエビデンスを作り出すことに意味がある事業」。前者のような事業だけでなく、後者のような事業が増えても良いのではないか。	
アクションプランに定めのない取組に対する有識者からのご意見		・複数の事業者が連携する場合、ある程度の事業規模を確保することが課題である。 ・様々な分野で実証・提案といった補助事業があるが、そういった事業でいきなり成果連動の仕組みを導入しないまでも、モニタリング的に成果評価する仕組みを取り入れ、結果を見ながら一部を成果連動型にするというやり方も一案ではないか。	
KPIの達成状況に関する有識者からのご意見 ①PFS事業案件数 ②新たにPFS事業を実施した団体数 ③先導的なPFS事業の案件を組成		・先導的PFSの事例を、他の団体が目標にできる形で可視化すべき。 ・PFSに熱心な団体は固定化している。PFSは目的を捉えた上で行うものであり、あくまで手段。自治体の中でもロジックモデルを作って事業を展開するという方向性は共有されてきたと感じる。目的を達成するために民間の力を借りるという考えが自治体に浸透すると、PFS事業の数も増えてくると思う。 ・将来的なPFSの広がりを考えるなら、実施団体数だけではなく、事業者数などもKPIに組み込んでほしい。 ・認知を高めて実施件数を増やすという点では進んでいるが、新規実施団体数が頭打ちになっており、ブレイクスルーが必要。（参考として、イギリスでは、テーマ別にファンドを作り、色々な団体が参加して連携し、成果を軸に共有して高めていくというインセンティブが働いている。例えば、日本でいうと休眠預金が比較的それに近い印象がある。資金分配団体が地域とかテーマで枠を作り、そこに実施団体が参加して連携ができていくイメージ。）	